

特許庁委託事業

ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構
知的財産課
モスクワ事務所

4 商標ライセンスの付与方法

4.1 商標ライセンス

4.1.1 商標ライセンスの概念

商標とは、法人または個人起業家から提供される商品および／またはサービスを識別することができる、適法に登録された印を意味する。個人は、商標に対する独占的権利を有することはできない。

ロシアにおいて商標の国家登録を行うのはロシア特許庁のみである。ロシア特許庁は、ロシア商標・サービスマーク国家登記簿に適宜登録を行い、登記簿に記載された商品とサービスに関する商標の優先権および商標の独占的権利を確認する**商標証明書**を交付する。

商標に対する独占権は、ロシア特許庁に対する国家登録の申請日から 10 年間有効である。この期間は、権利者が商標権の有効期間の最終年の前に申請することにより 10 年間ごとに無期限に更新することができる。周知⁵⁴商標は、期限を設定せずに法的保護を受けることができる。

ロシアの法律は、商標として登録可能な称号の種類を制限していない。あらゆる言葉、絵、三次元その他の称号またはそれらの組み合わせをあらゆる色で、または色を組み合わせで登録することができる。例外的なケースとして、ロシア特許庁は特定の色といった通常外の要素を登録することもできる。例えば、ロシアの大手銀行である Sberbank は、銀行業務に関する商標の色として緑を登録するに至った。

商標は、最も一般的な工業所有権対象物の一つである。商標使用权は、ライセンス契約またはフランチャイズ契約に基づいて付与することができる。例えば、ロシア特許庁の統計によると、2016 年には、商標使用权を付与するライセンス契約の登録数は 1 万 2,119 件、フランチャイズ契約書は 3,685 件であった⁵⁵。

4.1.2 商標ライセンスの主題

商標ライセンスに基づき、商標に対する独占権の所有者（**ライセンサー**）は、商標の使用が可能な地域を表示するか否かを問わず、商標が登録される商品およびサービスの全部または一部に関し、契約書に定める限定的範囲において商標を使用する権利を他者（**ライセンシー**）に付与し、または付与することを約束する。

ライセンス契約の**主題**は、商標の限定的使用に対する権利を付与することである。商標の所有者は同じ契約のもとで多くの商標を使用する権利を付与することができる。

⁵⁴ ロシアでは、ある商標が集約的使用の結果としてロシアの消費者に広く知られることになった場合、その商標は周知であると認められることがある。他者が商標を使用することにより、消費者が周知商標の所有者を連想し、権利所有者の合法的な利益が侵害される可能性がある場合、周知商標に与えられる法的保護は、商標の周知性が認められた商品やサービスと似ていない商品やサービスも対象になる。

⁵⁵ http://www.rupto.ru/about/reports/2016/otchet_2016_ru.pdf

未登録の商標は、ロシアにおいて保護を受けることができないのに対し、ライセンス契約は、ロシアにおいて保護される商標のみに適用すべきである。この状況において、未登録の商標および係属中の商標登録出願を商標ライセンス契約の主題にすることはできない。

4.1.3 商標ライセンスの分類

商標使用权に対するライセンスは、独占的または非独占的（単純ライセンス）のいずれの形を取ることも可能である。

独占的ライセンスとは、ライセンサーが商標使用权をライセンシーに付与した後、他者に追加的なライセンスを発行することができないライセンス契約をいう。

法律の基本的な立場によれば、ライセンサーは独占的ライセンスを許諾することにより、ライセンシーに（ライセンスを）許諾する権利の範囲において、商標の使用权を喪失することになる。ただし、契約に別段の条項を定めることもできる（外国の法域では当該契約を「準独占的ライセンス」と呼ぶこともあり、その場合ライセンサーは商標使用权を有する）。

独占的ライセンスのもう一つの典型的な特徴は、ライセンス許諾された商標に対する権利を第三者が侵害した場合で、ライセンスに基づくライセンシーの権利がその影響を受けたときは、ライセンシーは、権利者が法律上利用できる手段（補償請求等）によって自らの権利を保護することができる点である。

非独占的（単純）ライセンスとは、ライセンサーが商標使用权をライセンシーに付与しつつ、他者にライセンスを発行する権利も保持するライセンス契約をいう。

許諾されるライセンスの種類が契約書に明記されていない場合は、非独占的（単純）ライセンスであると想定される。

非独占的ライセンシーは、独占的ライセンスに基づくライセンシーと異なり、商標に対する独占権が侵害された場合に、商標権を保護するために自らの名義で訴訟を提起することはできない。

ある商標につき、複数の異なる用途を対象とするライセンス契約書において、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を定めることは法律で認められている⁵⁶。例えば、1件の商標ライセンス契約において、特定の商品については独占的ライセンスを、他の商品については非独占的ライセンスを付与することも可能である。

付与された商標使用权をサブライセンス許諾するライセンシーの権利については、ライセンサーとの間で書面による合意を要する⁵⁷。

該当する同意は、特定のサブライセンシーを記載することなく、または特定のサブライセンス契約の締結に関して、ライセンス契約の中で、または別個に付与す

⁵⁶ 民法第 1236 条第 3 項

⁵⁷ 民法第 1238 条第 1 項

ることができる。ライセンサーはまた、ライセンシーに許可される用途一覧のうち、ある特定の商標の用途に限定してサブライセンス契約を締結することを同意の条件とすることもできる⁵⁸。

ライセンシーは、基本ライセンス契約に基づいてライセンシー自身に許可された権利の範囲に限り、かつ基本契約の期間を超えない期間のみ、商標を使用する権利をサブライセンシーに付与することができる⁵⁹。例えば、ICGS クラス 10 および 30 の商品に関して商標が登録され、モスクワ地域でクラス 30 の商品のみに対しライセンスが交付される場合、サンクトペテルブルクにおける ICGS クラス 10 の商品に関してサブライセンス契約を締結することはできない。

基本ライセンス契約の期間を超える期間を対象として締結されたサブライセンス契約は、基本契約が満了するまで締結されているとみなされる⁶⁰。

ライセンス契約に別段の記載がある場合を除き、ライセンシーは、サブライセンシーが行う行為について、ライセンサーに対し責任を負う⁶¹。

⁵⁸ 決議 5/29 の第 17 項

⁵⁹ 民法第 1238 条第 2 項

⁶⁰ 民法第 1238 条第 3 項

⁶¹ 民法第 1238 条第 4 項

4.2 商標ライセンス関連法規

4.2.1 商標ライセンス契約の締結

商標ライセンス契約に不可欠な条件には下記の条件が含まれる。

- (i) 契約の**主題**（契約に基づいて使用権が付与される商標の説明）
- (ii) 商標使用権が付与される**商品（サービス）**のリスト
- (iii) 許可された**商標使用方法**
- (iv) **料金**もしくは料金の計算方法またはライセンス契約を無償とする旨の定め

ライセンス契約書に商標登録番号が記載されている場合、両当事者は、**主題**に合意したとみなされる。

複数の商標がライセンス許諾される場合、ライセンス契約の主題となる商標リストをその付属書類に含めることができる。

ライセンス契約書に**商標使用方法**を定めることにより、ライセンシーが実施を許される行為または活動の範囲を制限することもできる。

ロシアの法律は商標の使用を制限しておらず、商標登録がなされている商品、業務またはサービスを識別（個別化）するために商標に対する独占権を行使することができる」と定めている。

法律には下記の商標使用例が記載されている⁶²。

- (i) 販売目的で製造、提供され、展示会や見本市で展示され、他の方法でロシア市場に出され、この目的で保管もしくは輸送され、またはロシア連邦に輸入される商品（ラベルおよび梱包材を含む）に商標を表示する
- (ii) 作業の実施時またはサービスの提供時に商標を表示する
- (iii) 商品の発売に関連する文書に商標を表示する
- (iv) 商品、業務またはサービスの提供に際し、または発表、広告および看板において商標を表示する
- (v) ドメイン名および他のアドレスに表示する場合も含めて、インターネット上に商標を表示する

ライセンサーから許可された商標使用の解釈に際し齟齬が生じる可能性を防ぐために、契約書に上記の法的な用語および文言を採用することが望ましい。ただし、

⁶² 民法第 1484 条第 2 項

商標の潜在的用途を記載するリストには制限がないため、両当事者は、使用手段をある程度柔軟に調整し、補足する。

ライセンシーは、権利の範囲内において、ライセンス契約に定める方法でのみ、商標を使用することができる。ロシアの法律は、ライセンス契約書に明記されていない商標の使用権はライセンシーに付与されていないとみなされると推定する。裁判所の慣例も、付与された権利の範囲に関してライセンス契約の条件を広義に解釈することを不可としている。

ライセンサーは、商標登録がなされる商品（サービス）の全部または一部にのみ商標を使用する権利をライセンシーに付与することができる。これは、ライセンス契約にライセンス対象である**商品（サービス）のリスト**を含めることにより実施される。

商標登録がなされたすべての商品（サービス）に対して、または同じ ICGS クラスのすべての商品（サービス）の権利に関してライセンス許諾される場合、ライセンス契約に「商標登録がなされたすべての商品（サービス）に関する使用権」または「商標登録がなされた ICGS クラス 30 のすべての商品に関する使用権」を付与すると記載していれば十分である。

有償のライセンス契約書に**料金額**または料金計算手順に関する条項がない場合、契約は締結されていないとみなされる。ただし、裁判所の慣例によると、ライセンス契約が契約の両当事者により実際に履行されており（例えばライセンシーが商標を実際に使用し、当該使用に対するロイヤルティをライセンサーに支払うなど）、締結された契約に関して紛争が発生していない場合、当該契約は締結されていると認められる。

特に事業体は、該当する独占的権利の全有効期間にわたり、全世界の何れかの国においても独占的ライセンスを無償で相互に付与することはできない。これにより、ライセンスが実際に無償の処分（すなわち、商標の独占権の贈与）となるためである。ロシアの法律は、事業体間の贈与を禁止している。

上記の不可欠な条件のいずれかが欠けているライセンス契約は、締結されていないとみなされる。

不可欠ではないが、両当事者間で合意することが推奨される契約の他の条項には、下記の条項がある。

- (i) 締結されるライセンス契約の**期間**
- (ii) 商標の使用が許可される**地域**

ライセンス契約の期間は、ライセンス許諾される物の独占的権利の有効期間を超えることはできない。ただし、商標に対する独占的権利は 10 年間で有効であり、無期限に更新可能であることはすでに述べた通りである。結果的に、両当事者は、独占的権利の全期間にわたり商標使用権が付与されることを契約書に記載することができ、商標更新の際にはその期間が有効になるとみなされる。

更新（自動延長または補遺に基づく更新など）を条件として契約期間が決定される場合、ライセンス契約更新の都度、国家登録が必要になる。

期間の定めがないライセンス契約の締結期間は5年間であるとみなされる。

商標ライセンス契約には遡及的効力を持たせることもでき、両当事者は、過去の期間も契約対象とすることに合意することができる。ただし、ライセンシーは当該期間中に商標を実際に使用していなければならない。加えて、両当事者は、ライセンサーには過去の期間中も当該契約を締結する権利を有していたことを確認する必要がある（すなわち、関連する基本ライセンス契約をロシア特許庁に登録していたことを条件として、該当する商標を所有していた、またはサブライセンスの許諾が許可されたライセンシーであったなど）。

ライセンス契約書に商標の使用が許可される地域を定めていない場合、ライセンシーは、ロシア連邦の領土全域で使用することができる。ライセンス契約書において、ライセンサーは、ライセンシーが商標を使用することができる地域を、例えば一つの連邦構成体または特定の都市または特定の場所（モスクワのドモジェドボ空港など）に制限することができる。

4.2.2 商標ライセンス契約書の形式

商標ライセンス契約は、書面で締結しなければならない。この要件を満たさない場合、契約は無効になる⁶³。

商標ライセンスの種類については上記セクション 4.1.3 を参照。

4.2.3 商標ライセンス契約の有効期間

ライセンス契約は、契約条件に基づいて早期に解除されない限り、該当する商標に対する独占権が終了した時点で終了する⁶⁴。

ただし、ライセンス契約が複数の商標に対する権利を対象とする場合、ある商標に対する独占権が終了しても、それに伴いその他の商標に関するライセンス契約が終了することはない。

また、ある許諾商標に対する独占権が商標登録対象商品（サービス）の一部に関してのみ終了する場合、ライセンス契約は、当該商品（サービス）に関連する部分のみが終了する。

4.2.4 商標ライセンスの登録

商標に対する権利の他の処分と同様に、ライセンス契約に基づく商標使用权の付与にはロシア特許庁への登録が必要となる。商標ライセンスの国家登録要件が満たされない場合、ライセンスは付与されなかったものとみなされる。

4.2.5 商標のライセンサーおよびライセンシーの義務

法律によれば、ライセンス契約に基づくライセンサーの主たる義務は、契約に定める範囲において商標使用权をライセンシーに付与することであり、一方ライセ

⁶³ 民法第 1369 条第 1 項

⁶⁴ 民法第 1235 条第 4 項

ンシーは（有償ライセンス契約の場合）ライセンサーに対し、適時に料金を支払う義務を負う。

商標ライセンスに基づきライセンシーが負う追加的な義務は、ライセンシーが生産または販売し、商標を表示した商品の品質をライセンサーの定める品質要件に確実に適合させることである。製品の品質を保証するライセンシーの義務は、この条件の遵守を管理するライセンサーの権利と一対である⁶⁵。

こうした法規定は、商品に商標を付すことで特定の品質パラメーターからの逸脱を防ぐことにより、また基準以下の商品（サービス）が消費者に販売されないようにすることにより、ライセンサーとそのブランド両方の信用を守るために必要とされる。

ライセンサーおよびライセンシーは、商品（サービス）の生産者としてのライセンシーに対して請求が提起された場合は連帯責任を負う⁶⁶。このルールは、消費者の利益に資するものであり、消費者は、商標により識別された商品（サービス）の品質が生産者を問わず同一になると想定することができる。

両当事者は、ライセンス契約に以下の定めを盛り込むこともできる。

- (i) ライセンシーは梱包、広告素材などの模型デザインに対してライセンサーの事前の承認を得た場合に限り、梱包または広告素材に商標を使用することが許可される。
- (ii) ライセンシーは商標を登録通りに使用する必要がある。ライセンサー自身が自らの商標を使用していない場合、不使用を理由とする商標保護の取り消しを防ぐためにこの条件は特に重要である。
- (iii) ライセンサーは商標登録を更新する義務を負う。
- (iv) 第三者が許諾商標に対する独占権を侵害した場合、ライセンシーは、合理的に可能なあらゆる情報支援をライセンサーに提供する義務を負う。
- (v) ライセンシーは、商標権の侵害を確認した場合にはライセンサーに報告する義務を負う。
- (vi) ライセンサーは、商標に対する独占権を保護するための措置を講じる必要がある。

商標ライセンス契約の条項および同契約に基づく両当事者の他の義務については以下に詳細に記載する。

⁶⁵ 民法第 1489 条第 2 項

⁶⁶ 民法第 1489 条第 2 項；連帯責任とは、請求権を有する者が請求の全額または一部に対し（民法第 323 条）、責任を負うすべての当事者に対して共同で、またはいずれかの当事者に対して個別に履行を請求することができることを意味する。

4.2.6 商標ライセンス契約に基づく報告

法律の基本的立場によれば、ライセンサーはライセンシーに対し、許諾商標の使用状況について報告を義務付けることができる。ライセンス契約に報告日程および報告手順が定められていない場合、ライセンシーは、要求に応じて当該報告書をライセンサーに提出しなければならない。

さらに上記の通り、ライセンサーは、ライセンシーが許諾商標を表示した製品（サービス）の品質要件を遵守しているか管理する権利も行使する。

この法規定は、ライセンシーによる当該商標の適切な使用を管理し、製品の品質を確保しようとするライセンサーの利益に資するだけでなく、消費者の利益にも資する。そうでなければ、ライセンサーは営業上の信用その他の財産権を損なう可能性があり、消費者は周知のブランドを付した製品が一定の品質を持つと想定することができない。

この状況において、報告およびライセンサーの管理を目的として、ライセンス契約書に詳細な手順および日程を定めることもできる。報告書の提出および／または許諾商標の使用状況に関するライセンサーの監査の手順について、詳細を定めることが望ましい。特に、報告の必要かつ十分な範囲および内容、ライセンサーによる監査と最低頻度、ライセンシーの報告日程などを定めることができる。これらの定めがないと、ライセンサーは、自らの立場を悪用してライセンシーの業務の妨げとなる不当な検査を行い、かつ報告書を要求する可能性がある⁶⁷。

4.2.7 訴訟における登録商標のライセンシーの地位

商標に対する独占権の侵害が生じた場合、法律では特に、権利者に対する下記の救済が認められ、この救済は下記事項を要請することにより行使される⁶⁸。

- (i) 偽造品、そのラベルおよび梱包を市場から撤収し、破棄する。
- (ii) 文書、広告および看板から称号を削除する。
- (iii) 下記の損失を弁済し、賠償金を支払う。
 - 1万ルーブルから 500万ルーブル（金額は違反の性質に基づき裁判所の裁量により決定される）。
 - 商標が違法に表示された商品の価値の2倍または商標使用权の価値の2倍相当額。商標の合法的な使用に対して同様の状況において通常請求される価格を基に決定される。
- (iv) 犯罪に関して下される裁判所の判決は、真の権利者を示す。

⁶⁷ ただしライセンサーは、ライセンス契約に基づきライセンシーに許可された知的製品の使用の妨げとなるような行為を行わないよう法律で義務づけられている（民法第1237条第2項）。

⁶⁸ 民法第1252条および第1515条

賠償請求に特有の具体的な特徴は、賠償は損失補償とは異なり犯罪が証明された場合に支払われるが、権利者は自ら被った損失の金額を証明する必要がないことである。賠償額の決定に際し、裁判所は特に、犯罪の性質、知的製品の違法使用期間、犯罪者の罪の度合い、当該人が過去にこの特定の権利者の独占権を侵害したことがあるかどうか、権利者が受けたと思われる損失を考慮し、賠償の合理性、公正性および比率の原則により導かれた決定を犯罪の結果に転嫁する⁶⁹。

独占的ライセンス契約に基づくライセンシー

法律には、第三者による許諾商標に対する独占的権利の侵害により独占的ライセンスに基づくライセンシーの権利が影響を受ける場合、ライセンシーは法律により権利者に与えられる手段によって権利を保護することができる定められている（上記参照）。この権利は、**独占的ライセンス**に基づくライセンシーのみに付与されることに留意すること。

非独占的ライセンス契約に基づくライセンシー

単純（非独占的）ライセンスの所有者は、権利者または独占的ライセンシーに付与される救済を享受することはできない。非独占的ライセンシーは、第三者に対する権利を保護するためには、独占権の所有者に対する支援を申請しなければならない⁷⁰。

4.2.8 商標ライセンス契約に及ぼす商標譲渡の効果

法律に基づき、商標に対する独占権を新たな権利者に移転することは、前権利者が締結したライセンス契約を変更または解除する根拠にはならない⁷¹。取引後は新たな権利者がライセンサーになる。

法律では、ライセンサーが独占権の処分に関する契約を締結することに対し、ライセンシーの同意を取得することを義務付けていない⁷²。

ただし、契約自由の原則⁷³により、両当事者は、商標に対する独占権を新たな権利者に譲渡した場合は、契約の変更または解除が生じるとする条項をライセンス契約書に盛り込むことができる。

また両当事者は、ライセンサーは商標に係る独占的権利を処分する前にライセンシーの同意を取得するよう義務付けられる旨の条件を盛り込むこともできる。ライセンス契約にこの条件がない場合、新たな権利者もライセンシーも、権利の処分を理由としたライセンス契約の変更または解除を要求する権利を有すことはできない⁷⁴。

⁶⁹ 決議 5/29 の第 43.2 項および第 43.3 項

⁷⁰ 訴訟番号第 A32-40495/2015 号に関する IPC の 2017 年 4 月 27 日付決議第 C01-287/2016 号

⁷¹ 民法第 1235 条第 7 項

⁷² 決議 5/29 の第 13.8 項

⁷³ 民法第 421 条

⁷⁴ 知的製品または識別手段に係る独占的権利の処分についての合意の見直しに関する推奨事項第 3.3.8 項（2009 年 12 月 29 日付ロシア特許庁令第 186 号により承認）

4.3 商標ロイヤルティ計算方法

ロシアの民法および税法では、商標その他ロイヤルティ計算の背後にある規模および／または原則に関する必須要件は定められていない。当事者は適切であると考える条件を契約書に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い（いわゆる一括払い）
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが商標を使用して得た製品の売り上げまたは利益に対する一定の割合に相当する額（いわゆるランニング・ロイヤルティ）
- (iv) 上記の方法の組み合わせまたは他の方式（例えば、一定額の初回ロイヤルティとランニング・ロイヤルティを組み合わせるなど）⁷⁵

利益に対する一定の割合の形でロイヤルティを設定する場合、商標を採用した製品の売り上げがない（ライセンシーの過失による場合も含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる⁷⁶。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に商標を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンシーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが商標を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量もしくは販売数量または提供したサービスの量を基準とするなど）を定めることができる。

ロイヤルティの金額と計算方法に関して唯一制限の可能性があるとすれば、それはロシアの移転価格ルール（ロシア税法第 V.1 条）にある。当該ルールによると、ある条件に基づき関連会社間で締結されたライセンス契約は、「支配された取引」として扱われ、その移転価格は、FTS により独立企業原則の遵守について調査を受けることがある。

移転価格ルールは、価格操作による税逃れと闘うための広く評価された方法である。ルールのロシア版は主に OECD（経済協力開発機構）ガイドラインに準拠している（例外もいくつかある）。このルールの基礎は、関連当事者間取引の契約価格は独立企業間の価格でなければならない、すなわち同じ商品、サービスまたは権利に対し、独立した当事者であれば同様の状況において両当事者間で行う取

⁷⁵ 民法第 1235 条第 5 項

⁷⁶ I.A. Zenin. 学士号プログラムのための知的財産権／第 9 版／改定版 - M.: Urait Publishing House. 2015, p. 482

引において合意したであろう契約価格に相当する額でなければならないとする考え方である。そうしなければ、関連当事者（支配された取引の当事者）は、移転価格の調整や法人税の追加査定という形で税に関する負の影響を受けることもある。

ただし、このルールはロイヤルティの決定に際して当事者が使用すべき要因を厳密に定めているわけではない。移転価格の設定方法によって契約の移転価格や契約当事者の財務成績を、独立当事者間の同様の取引や独立当事者の財務成績と比較する場合に、ロイヤルティ支払いに関する契約の財務上および商取引上の条件をすべて考慮しなければならないということを示唆しているにすぎない。

したがって、両当事者は、例えばライセンスの種類（独占的または非独占的）、使用方法、一般社会による商標認識、商標ライセンスの期間、対象地域、対象製品の範囲、業界で一般的な利益率、背景など、商取引上の要件を満たすあらゆる決定要因を自由に選択しつつ、ライセンス料を決定することができる。

移転価格の調整はいかなる率であれ関連するライセンス契約の法的効力を損なってはならず、無効化の根拠にはなり得ないことに留意することが重要である。実際に支払われるロイヤルティの金額は、たとえ独立企業基準から逸脱し、税負担増につながる可能性があるとしても、同じである。

また、FTS はロシア企業から外国の親会社または「姉妹」会社（外国の関連会社）に対するロイヤルティの支払いを定めたライセンス契約に対して細心の注意を払うことにも注意しなければならない。ロイヤルティ金額および／またはその背後にある決定要因が明らかに不合理であり、経済的に不当である場合、税務当局は、ロシア所得税の目的において税控除に異を唱える可能性がある。

商標ライセンスのケース・スタディ

ベスト・プラクティスの事例（独占的ライセンス）

本書の第 4.2.8 号に記載する通り、独占的ライセンスのライセンシーのみが、法律により権利者に適用される手段で商標に係る権利を保護することができる。これは訴訟番号第 A56-58243/2015 号により確認される⁷⁷。

この事例において、被告は、原告がライセンシーではあるが権利者ではなかったため、賠償請求を提起する権利を有していなかったという事実を指摘した。

しかし、裁判所は、原告を勝訴として紛争を解決し、原告は、独占的ライセンスに基づくライセンシーであったため、賠償請求を提起する権利を有していたと指摘した。

失敗の事例（独占的ライセンス）

契約に基づく商標に係る権利の付与を適時に国家登録することの重要性は、例えば訴訟番号第 A40-179595/15 号により確認される⁷⁸。

この事例において、ライセンシーは、特定の地域において商標を使用する独占的ライセンスの許諾を登録するために、ロシア特許庁に申請した。

ロシア特許庁は、同じ地域で同じ商品に商標を使用する権利の付与が非独占的ライセンスに基づく他者の名義ですでに登録されていたことから、登録を却下した。

裁判所は、ロシア特許庁の登録却下を合法と認め、ライセンス契約の範囲に含まれる権利は所有者に付与された権利を超えていた、すなわち所有者は同じ地域で同じ商品に商標を使用する権利が他者に付与されている限り、独占的ライセンスを付与することはできないと述べている。

結果的に、契約に基づく権利の付与の登録により生じる問題を回避するために、商標使用权の付与を変更する場合は必ず（ライセンス契約の変更および解除も含めて）、適時に登録しなければならない。

ベスト・プラクティスの事例（非独占的ライセンス）

本書の第 4.1.3 号に記載する通り、法律では、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を盛り込んだライセンス契約書も認められている。

それにもかかわらず、実際は、ロシア特許庁が独占的ライセンスと非独占的ライセンスの両方を盛り込んだ契約に基づく権利の付与を登録することができるかどうかについて議論が生じたことがある。

⁷⁷ 訴訟番号第 A56-58243/2015 号に関する知的財産裁判所の 2016 年 11 月 25 日付決議第 C01-896/2016 号

⁷⁸ 訴訟番号第 A40-179595/15 号に関する第 9 Arbitrazh（商事）上訴裁判所の 2016 年 7 月 25 日付決議

ロシア特許庁は、このような契約の登録を却下し、その立場は3件の訴訟において裁判所により支持された。しかし、ロシア連邦最高商事裁判所は下級裁判所の判決を覆し、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を盛り込んだライセンス契約は法律に反していないと指摘した⁷⁹。

失敗の事例（非独占的ライセンス）

商標侵害事例における裁判所の慣例により確定されているように、ライセンシーは、非独占的ライセンスの所有者である場合は、商標に対する権利を防御することはできない。

ある会社が商標の違法使用に対し賠償を求める訴訟を提起した。第一審裁判所は侵害を認め、請求に応じた。

しかし、上訴裁判所は、ライセンシーに付与されたライセンスが非独占的であったために、第一審裁判所の判決を取り消しし、請求を否認した⁸⁰。

その他の事例

契約に基づく権利付与の登録

両当事者により契約が実際に履行されている場合、「登録されていないこと」を理由に両当事者間の契約に基づくすべての関係が取り消されることはない。

例えば、ある起業家が、契約に基づく商標使用権の付与がロシア特許庁に登録されていなかったために、自らが支払ったロイヤルティを返還させるための訴訟を提起した。

裁判所は、契約に基づく権利付与の登録は、関連する契約約定が存在することを第三者に知らしめる目的で行われると述べた。紛争対象の契約に基づく権利の付与は登録されていなかったため、契約締結の有無や契約条件の内容を知らない第三者の権利や利益に影響を及ぼすような結果は生じていない。

たとえそうであっても、裁判所の判決によると、紛争対象の契約は両当事者が適法に締結したものであり、重要な条件はすべて両当事者間で合意したものである。したがって、当該契約は両当事者間の関係に法的意味を生じさせたため、所有者はロイヤルティを合法的に受領したのであって、不当利益として払い戻す必要はなかった。

上記に鑑み、裁判所は、たとえ契約に基づく商標使用権の付与が適法に登録されていなかったとしても、所有者からロイヤルティを返還させることは否認した⁸¹。

⁷⁹ 訴訟番号第A40-106575/11-26-813号に関するロシア最高商事裁判所の2013年3月12日付判決第13921/12号

⁸⁰ 訴訟番号第A41-71432/2015号に関する知的財産裁判所の2016年9月27日付決議

⁸¹ 訴訟番号第A56-89469/2015号に関する知的財産裁判所の2017年7月4日付決議

ライセンス契約の有効期間

適法に登録された商標が商標ライセンス契約の主題になることは法律上明らかである。

これにより、（商標出願権がない）未登録商標はライセンス契約に基づき許諾することはできないという結論が促される。

この理論は裁判所の慣例により確定されており、商標が登録されるまでは知的財産物は存在しないことになるため、商標契約に基づき商標に対する権利が付与されない場合があることを示している⁸²。

ライセンス契約が存在しない場合は自ずと、商標に対する独占権が侵害されたと結論付ける根拠がないことになり得る。

ある会社が商標の違法使用を理由に賠償を求める訴訟を提起した。

原告と被告はライセンス契約を締結しており、その中で原告は被告に商標に対する独占的ライセンスを許諾していた。その後裁判所により契約が無効と判断されたため、原告は、有効な契約がないため商標が違法に使用されているとして提訴することになった。

そのような状況であっても、裁判所は訴えを却下し、あらゆる場合において商標の使用禁止は有効であるが、所有者が法律により禁止されていない形で使用を許可していた場合はこの限りではないと指摘した。ライセンス契約は原告と被告の間で締結されているため、所有者は、被告が紛争対象の商標を使用することに同意していたことになる。

裁判所の判決に基づき、ライセンス契約は締結時から無効であったと宣言された事実は、所有者が商標の使用を許可していなかったことを証明するものではなかった⁸³。

⁸² 訴訟番号第 A32-44757/2015 号に関する第 15 Arbitrazh（商事）上訴裁判所の 2016 年 7 月 5 日付決議

⁸³ 訴訟番号第 A3-68/2015 号に関する IPC の 2016 年 1 月 18 日付決議；

4.4 商標ライセンス契約（フランチャイズ契約を含む）

4.4.1 契約の主要条項

以下は、契約当事者が商標ライセンス契約に通常盛り込むと思われる重要な条件および条項をまとめたものである。

| 契約条項 | 説明 |
|--------------|--|
| 契約の主題 | <p>主題は商標ライセンス契約に不可欠な条件である。両当事者は、ライセンス許諾の対象である商標の登録番号を記載することで主題に合意することができる。</p> <p>商標使用権が付与される商品（サービス）のリストも提示する。</p> |
| 使用方法 | <p>考えられる商標の用途は、ライセンス契約に不可欠な条件となる。両当事者は、ライセンシーに許可される商標用途を慎重に決定する必要がある。なぜなら、ライセンシーが許可された使用範囲を超えた場合、ライセンサーの独占権の侵害とみなされるためである。</p> |
| 対象地域 | <p>ライセンス契約には商標の使用が許可される地域（ロシア、ロシアの特定地域、特定の都市など）も記載することが望ましい。契約書に地域が記載されていない場合、ロシア連邦の全地域において知的財産対象物を使用することができる想定される。</p> |
| 両当事者の権利および義務 | <p>ライセンス契約に基づく両当事者の権利および義務に関する主要条項の一つは、契約で定められた枠組みの中で商標を使用する権利をライセンシーに付与するライセンサーの義務に関する条項であり、ライセンシーはライセンサーに適時に料金を支払う義務を負う。</p> <p>ライセンス契約には該当する行政費用を支払うことにより、商標に対する独占的権利を有効に維持するライセンサーの義務も明記することができる。</p> <p>ライセンシーが第三者にサブライセンスを許諾することが予想される場合は、サブライセンス許諾権をライセンス契約書に定める。サブライセンスの同意は、（サブライセンシーの記載のない）すべてのサブライセンス契約についても、いずれか特定のサブライセンスについても、付与することができる。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ライセンス契約において、ライセンシーに対し、商標に対する独占権の第三者による侵害を知り得た場合は直ちにライセンサーに報告し、ライセンサーが権利を保護する際に合理的な支援を提供するよう義務付けることができる。</p> <p>ライセンサーは、商標に対する独占権を保護するための措置を取る責任を負う可能性がある。ライセンシーは、非独占的ライセンスに基づき自ら商標権を防御することはできないため、この条件は非独占的ライセンスにとって特に重要である。</p> <p>両当事者または一方当事者は、ライセンス契約に基づく権利付与につき国家登録を実施する責任を負う場合があり、国家登録がなければライセンスは無効である。</p> <p>該当する商標が使用されたマーケティング向けの商品（業務／サービス）の品質に関する請求が生じた場合は、直ちにライセンサーに報告するようライセンシーに義務付けることができる。</p> <p>ライセンシーには、商標を登録通りに使用するよう義務付けることができる。この条件は、ライセンサー自身が商標を使用していない場合、不使用を理由とする商標保護の取り消しを防ぐために重要である。</p> <p>梱包または広告素材などの模型デザインに対してライセンサーの事前の承諾を得ることなく、ライセンシーが梱包または広告素材に商標を使用することを禁じることもできる。</p> <p>契約書には、ライセンシーが商品の生産および販売に関し法律で求められる許可およびライセンスを取得する場合に限り、特定の商品に商標を使用する権利を有する旨の条件を盛り込むことができる。</p> |
| 対価 | <p>法律上、両当事者は、契約に基づくライセンス料の形式を決定することができ、それには下記の形式が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一回の定額払い ● 定額・定期払い ● ライセンシーが商標を使用して得た利益に対する一 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>定の割合に相当する額（ロイヤルティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の方法の組み合わせまたは他の方式 <p>ライセンスが無償である場合、その旨をライセンス契約書に明記すべきである。</p> |
| 契約期間 | <p>ライセンス契約書には、使用权が付与される期間、または独占権の全期間にわたり付与される商標使用权に関する条項を定めることができる。その場合、有効期間に商標更新期間が含まれるとみなされる。更新（自動延長または補遺に基づくなど）を条件として契約期間が決定される場合、ライセンス契約更新の都度、ロシア特許庁への登録が必要となる。</p> <p>期間の定めがないライセンス契約の締結期間は5年間であるとみなされる。</p> <p>商標ライセンス契約には遡及的効力を持たせることもでき、両当事者は過去の期間も契約対象とすることに合意することができる。</p> |
| 商品およびサービスの質 | <p>法律によりライセンシーは、ライセンシーが生産または販売し、許諾商標を表示した商品の質がライセンサーの定める品質要件に確実に適合させることが義務付けられる。両当事者は、ライセンサーの品質基準への言及、ライセンサーがライセンシーによる品質保証要件の遵守を管理する手順、ライセンシーがライセンサーにサンプル製品を提供する義務を定めることにより、ライセンス契約における具体的な条件に合意することができる。</p> |
| 保証 | <p>実際に、ライセンス契約には下記の保証が含まれることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標に対する権利に瑕疵または不備がないこと、および第三者の権利が商標使用により侵害されないことに関するライセンサーの保証 ライセンス契約を締結する法的能力を有する旨の両当事者の保証 商標を付した製品等の品質を保証するために最大限努力する旨のライセンシーの保証 |

| | |
|-------|---|
| 賠償責任 | <p>両当事者は、法的責任（義務違反が生じた場合の損害賠償請求など）とともに、特定の義務の違反に対する所定金額の支払い（または所定の方法で計算された支払い）⁸⁴に関する条項を契約書に盛り込むことができ、特定の状況が生じた場合は契約書⁸⁵に定める通りにすることができる。</p> |
| 契約の解除 | <p>法律に基づき、両当事者間の合意によりライセンス契約を解除することができる。いずれかの当事者の要請に応じて、重大な契約違反が生じた場合には、裁判所の決定により契約を変更または解除することができる。一方当事者が、契約締結時に他方当事者が得られるはずであったものを著しく失うほどの損害を生じさせた場合、重大な契約違反となる⁸⁶。</p> <p>両当事者は、権利を有する当事者が他方当事者に撤退通知を送付することにより一方的に契約を撤退することができる理由を定めることもできる。その理由には、例えば他方当事者が特定の義務に違反することや破産手続きを開始することが含まれる⁸⁷。</p> <p>両当事者が、いずれかの当事者の裁量により一方的な契約撤退が可能である旨を定める場合、通知日から両当事者にとって都合の良い解除日までの最低期間を定めることが望ましい。</p> |
| 紛争解決 | <p>ロシアの法律には商標ライセンス契約に起因する請求／要請に基づく資金の回復に関する紛争に関する強制的な訴訟前紛争解決手続きについて、紛争は、請求日から 30 日が満了する時点で裁判所に付託され、検討を受けると規定していることに留意すべきである。両当事者は、他の条件または手続きに合意することができる（契約書においてこの期間を増減させることができる）。</p> <p>両当事者は、商標の法的地位および保護に関する紛争以外の潜在的紛争について、どの裁判所がこれを解決すべきかを定めることもできる。これは商事裁判所、ロシアに所在する仲裁裁判所、または外国の裁判所もしくは法廷のいずれかとすることができる。</p> |

⁸⁴ 民法第 330 条

⁸⁵ 民法第 406.1 条

⁸⁶ 民法第 450 条

⁸⁷ 民法第 450.1 条

| | |
|----------------|---|
| 適用法 | 両当事者は自らの裁量により、適用法を自由に選択することができる。その場合であっても、選択した契約法にかかわらず、知的財産法の所定の規定が、両当事者間の関係に適用される最も重要な必須規則であるとみなされることに留意されたい。当該条項は、例えば商標の登録および法的地位ならびに保護に関連している ⁸⁸ 。 |
| 秘密保持 | 両当事者は、商業的利益を保護する目的で、共有する特定の情報の秘密保持に関する条項をライセンス契約書に盛り込むことを望むことがある。当該条項は、フランチャイズ契約における特別な重要性を想定し、当該契約に基づいて商標使用権は、ライセンサーのノウハウとともに付与されることが多い。ただし、いずれの当事者も関連情報の開示が法律で求められる場合は守秘義務の違反に責任を問われないことに留意すべきである。 |
| 不可抗力 | ロシアの法律の下では、（事業活動に従事する者を含む）いかなる人も、不可抗力、すなわち特定の状況において防ぐことができなかつた異常な状況により、適切な履行が不可能であったと証明することができる場合には、契約条項の違反につき責任を問われることはない ⁸⁹ 。両当事者は、自らが不可抗力と認める状況のリストを自由に拡大することができる。ただし、義務に対する一方当事者の意思または行為（債務者の資金不足、契約相手の義務違反、代表者による違法行為 ⁹⁰ など）に依拠する状況は、両当事者が不可抗力の定義にそれを含めるか否かを問わず、不可抗力として認められない場合があることに留意すべきである。 |
| 契約解除による在庫の取り扱い | <p>ライセンス契約には、契約の満了／理由を問わない解除に伴い、ライセンシーは、ライセンサーから提供されたすべての文書その他の資料（例えば生産技術、品質管理、マーケティング、販売促進戦略等に関するもの）をライセンサーに返還するか破棄する必要があることを明記することができる。</p> <p>契約書には、契約の満了／解除の後一定期間にわたり、ライセンシーはライセンサーの商標を表示した製品在庫を売却することができること（いわゆるグレース・ピリオド）を定めることもできる。また両当事者は、ライセンシーが終了／解除日までに生産された製品を無期限</p> |

⁸⁸ 民法第 1192 条

⁸⁹ 民法第 401 条第 3 項

⁹⁰ ロシア最高裁判所総会の 2016 年 3 月 24 日付決議第 7 号第 8 条「債務不履行に関する責任について定めたロシア民法の特定規定を裁判所が適用する件について」

| | |
|----|---|
| | に、すなわち期間を制限することなく売却する権利を有することに合意することができる。 |
| 雑則 | <p>両当事者は、ライセンス契約の下記の追加条項に合意することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他方当事者に対する適切な通知を目的として使用する住所および両当事者間の通信手順 • 契約変更手続き |

また、商標使用权を付与する別種の契約が**フランチャイズ契約**であることにも留意すべきである。

法律によると、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイザー（権利者）は商標および他の資産、特に商号およびノウハウに係る権利も含めて、**独占的権利一式**を行使する権利をフランチャイジーに付与することを約束する⁹¹。

フランチャイズ契約を締結する際に、有効期間と地域を指定しても、指定しなくてもよい。

この種の契約は、ライセンス契約、およびライセンス契約に適用される規則に優先するフランチャイズ契約の複数の特定の規則に適用される法規定に準拠する。

専門事業体、すなわち商業組織および個人事業主として登録される個人のみが、フランチャイズ契約の当事者になることができる。フランチャイズ契約は無償とすることはできない。

商標使用权は、フランチャイズ契約に基づいて付与される強制的資産の一つである。商標に対する独占権が付与されない場合、取引はフランチャイズ契約にはならない。フランチャイズ契約の主題には、他の知的財産物（例えばノウハウや特許）を使用する権利も含めるべきである。

独占権一式を行使する権利の付与に加え、フランチャイズ契約には、フランチャイザーの営業上の信用と商業的経験の限定的使用についても定めている。フランチャイザーは、技術文書および商業文書をフランチャイジーに引き渡し、フランチャイジーがフランチャイズ契約のもとで取得する権利を行使するために必要となり得る他の情報を提供し、これらの権利の行使についてフランチャイジーとその従業員に簡潔に説明する義務を負う⁹²。

商標ライセンス契約と対照的に、フランチャイズ契約の当事者は、より密接な関係にある。フランチャイザーがフランチャイジーにビジネスモデルを使用する権利を実際に付与するためである。

⁹¹ 民法第 1027 条第 1 項

⁹² 民法第 1031 条第 1 項

その結果、フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイズ契約に基づいて生産する製品の品質を維持し、営業上の信用低下を防ぐことに直接的な関心を抱く一方で、フランチャイジーは、フランチャイザーから権利一式と、事業に関する詳細なガイドライン、指示および情報支援を取得することを希望する。

フランチャイジーを保護するために、法律は、フランチャイズ契約に別段の定めがない限り、フランチャイザーは下記事項を実施しなければならないと定めている。

- (i) 従業員の研修と専門能力の開発を含め、継続的な技術支援と助言をフランチャイジーに提供する。
- (ii) フランチャイジーがフランチャイズ契約に基づいて生産する製品の質を監視する⁹³。

一方フランチャイジーは下記事項を実施しなければならない⁹⁴。

- (i) フランチャイザーの商標その他フランチャイズ契約に定める識別手段を使用する。
- (ii) 契約に基づいて生産する商品（サービス）の品質がフランチャイザーの品質基準を確実に満たすようにする。
- (iii) 独占的権利一式を行使する特徴、方法および条件をフランチャイザーの特徴、方法および条件（フランチャイジーが契約に基づき付与された権利を行使する際に使用する商業施設の整備に関するガイドラインも含む）に確実に適合させることを目的としたフランチャイザーのガイドラインおよび指示を遵守する。
- (iv) フランチャイザーから直接商品（サービス）を購入次第、消費者に期待されていた一切の追加サービスを提供する。
- (v) フランチャイザーのノウハウその他フランチャイザーから受け取った秘密の商業情報を開示しない。
- (vi) 限られた数のサブフランチャイズ契約を付与する（契約にその義務が定められている場合）。
- (vii) フランチャイズ契約に基づいて商標または他の識別手段を使用していることを消費者に伝える。

フランチャイズ契約には通常、フランチャイザーとフランチャイジー両方に対する所定の制限を定める。法律により両当事者は、フランチャイズ契約書に特にそれぞれの活動を制限する下記の条件を盛り込むことが許可されている⁹⁵。

⁹³ 民法第 1031 条第 2 項

⁹⁴ 民法第 1032 条

⁹⁵ 民法第 1033 条第 1 項

- (i) フランチャイザーはフランチャイジーに許可した地域で使用することができる同様の権利を他者に付与せず、または当該地域で自社の業務を行わない義務を負う。
- (ii) フランチャイジーは、フランチャイザーに帰属する独占的権利を使用して行う企業活動に関し、フランチャイズ契約の対象地域でフランチャイザーと競合しない義務を負う
- (iii) フランチャイジーは、フランチャイズ契約に基づくフランチャイザーの競合相手（または潜在的競合相手）から同様の権利を取得することを拒否する。
- (iv) フランチャイジーは、契約に基づき付与された権利の使用に係る商品（サービス）をフランチャイザーが設定した価格で販売する義務を負う。
- (v) フランチャイジーは、所定の地域においてのみ商品を販売し、業務を遂行し、またはサービスを提供する義務を負う。

ただし、競争を制限することを意図したフランチャイズ契約の条件は、反トラスト法に抵触する可能性があることを念頭に置くべきである。法律に基づき、関連する市況および両当事者の経済的成果に鑑みて、制限的条件が反トラスト法に抵触する場合、反トラスト機関または他の関係者の要請により当該条件が無効になることもある。また法律は、商品販売を特定地域に所在する買主のみに限定することを定めた条件は無効であることも明確に定めている⁹⁶。

商標ライセンス契約の場合と同様に、フランチャイズ契約に基づく権利の付与は国家登録を必要とする。登録しなければ、権利の付与は発生していないものとみなされる。契約書に別段の定めがない限り、フランチャイザーは、権利一式を行使する権利の付与を確実に登録しなければならない⁹⁷。

フランチャイジーは、適切に義務を履行することを条件として、満了後の新たな期間につき、フランチャイズ契約を延長する優先権を有する。当該契約の条件は両当事者の合意に基づいて変更することができる。フランチャイザーがフランチャイジーとのフランチャイズ契約を新たな期間にわたり延長することを拒否したにもかかわらず、満了から 1 年以内に、終了した契約に基づきフランチャイジーに付与されていた権利と同じ権利を付与する契約を同じ条件で他者と締結する場合、フランチャイジーはその裁量により、(i) 新たに締結された契約に基づく権利および義務が元フランチャイジーに移転され、元フランチャイジーはフランチャイズ契約更新の拒否により生じた損失の補償を受けること、または (ii) 当該損失の弁済のみを受けることを裁判所に請求する権利を有する⁹⁸。

期間の定めなく締結されたフランチャイズ契約の各当事者は、他方当事者に 6 カ月前に通知をすることにより随時、契約から撤退することができる。ただし、それより長い通知期間が契約に定められる場合はその限りではない。

⁹⁶ 民法第 1033 条第 2 項および第 3 項

⁹⁷ 民法第 1031 条第 2 項

⁹⁸ 民法第 1035 条

解除料金として定められる金額の支払いによる解除が契約で許可される場合、一定期間にわたり、または期間の定めなく締結されたフランチャイズ契約の各当事者は、他方当事者に少なくとも 30 日前に通知することによりいつでも契約から撤退することができる。

下記の事態が生じた場合、フランチャイザーは、フランチャイズ契約のすべてまたは一部から撤退することができる。

- フランチャイジーが生産した商品または提供したサービスの品質に関して契約の条件に違反した場合
- フランチャイジーが、付与された独占的権利一式を行使する特徴、方法および条件を契約条件に確実に適合させることを目的とするフランチャイジーのガイドラインおよび指示に対し重大な違反を犯した場合
- フランチャイジーが、契約に定める時期までにフランチャイザーに料金を支払う義務に違反した場合

フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイザーから書面による違反是正要請を受けた後、合理的な期間内に違反を是正せず、または当該要請日から 1 年以内に同じ違反を再び犯した場合には、一方的に契約から撤退することができる。

商標、サービスマークまたは商号に対するフランチャイザーの権利が終了する場合、当該権利がフランチャイズ契約に基づいてフランチャイジーに付与された独占的権利一式の一部である場合には、終了した権利が新たな同様の権利に置き換えられない限り、フランチャイズ契約は終了する。

フランチャイザーまたはフランチャイジーが支払不能（破産）を宣言された場合、フランチャイズ契約は終了する。

4.4.2 契約締結時の留意事項

商標ライセンス契約またはフランチャイズ契約を締結する際には、以下の点につき留意すること。

- (i) ライセンサーまたはフランチャイザーが、契約に基づき使用権が付与される商標に対し、独占権を有しているか否かを確認する。
- (ii) ライセンス許諾された商標の登録が、ロシアにおいて有効であるか否かを確認する。
- (iii) 他のライセンシーまたはフランチャイジーが存在しないかを確認する。
(独占的ライセンスは、他のライセンシーが存在する場合、無効となる。また、同一の範囲における非独占的ライセンスは、独占的ライセンシーが存在する場合、無効となる。)
- (iv) サブライセンス契約またはサブフランチャイズ契約については、基本ライセンスに基づき付与される権利の範囲を確認する。

- (v) 商標の使用方法および商標使用権が付与される商品（サービス）のリストを詳細に定める。
- (vi) ライセンシーまたはフランチャイジーが商標の使用が許可される地域を決定する。
- (vii) 報告および監査手続きを詳細に定める。
- (viii) 重要な点として、契約に基づく権利付与（契約更新または途中解約も同様）は、国家登録を必要とする。

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。